

牛久市告示第178号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和6年8月1日

牛久市長 沼田和利

1. インターネットを利用して閲覧に供する方法

- ・牛久市ホームページ (<https://www.city.ushiku.lg.jp/>) において公表する。
- ・電子入札情報については入札情報公開サービス
(ppi.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/KF001ShowAction) においても公表する。

2. 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

- ・牛久市情報公開統合窓口（牛久市役所本庁舎3階 牛久市中央3丁目15番地1）
において公表する。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。